

政令 第三十五号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令（平成二十三年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

別表北海道の項中「広尾郡広尾町」を「茅部郡鹿部町 二海郡八雲町 広尾郡広尾町」に改め、同表千葉県の前項中「松戸市」を「松戸市 野田市」に、「習志野市」を「習志野市 柏市」に改め、同表長野県の前項中「下水内郡栄村」を「下高井郡野沢温泉村 下水内郡栄村」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。